

事務連絡  
令和2年3月17日

関係者 各位

紀北広域連合  
事務局長 宮地 浩

### 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて

紀北広域連合が実施する介護保険業務の推進につきまして、平素よりご協力賜り厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて」（令和2年2月18日厚生労働省老健局老人保健課）を踏まえ、今般のコロナウイルスへの対応のため介護保険施設や病院などで、入所者との面会を禁止する措置が取られ、当該施設などに入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定および要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12か月までの範囲内で合算することができるものとしています。

当連合としましても面会禁止などの措置により、有効期間満了日までに認定調査を実施できない入所者に対して、面会禁止の措置が解除されるまでの間、従来の有効期間に一律で12か月の期間を合算することとします。

また、この取り扱いを行う間も要介護（要支援）認定の更新申請は通常どおり行い、別紙「要介護（要支援）更新認定有効期間延長同意書」で今回の取り扱いに対する同意を取り、更新申請書、被保険者証とあわせて提出してください。

### 記

#### 1、対象施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、有料老人ホーム、ケアハウス、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、病院

#### 2、対象要件

- ・更新申請であること

- ・介護保険施設や病院などにおいて、入所者との面会を禁止する措置により、有効期間満了までに認定調査が実施できない状況にあること【短期入所（療養）介護は連続利用を行う被保険者が対象となります】

※これまでどおり、更新認定についても施設での調査が可能な場合は、同意書の添付は必要ありません。

### 3、その他

- ・新規認定、変更認定については、面会禁止の措置が解除された後に調査を実施するなどの対応を取るほか、相談室での調査実施など施設側で個別対応が可能な場合については、施設側と調整のうえ調査を実施します。
- ・すでに更新申請を行っている場合も、お手数ですが「同意書」の提出をお願いします。

今後の状況によっては対応が変更になる可能性もあることをご了承いただくとともに、ご不明な点がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

事務担当：紀北広域連合  
介護保険認定・監査係  
Tel 0597-35-0888  
Fax 0597-33-1515